

第96回 定時株主総会 招集ご通知

【株主の皆様へ】

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年は健康状態にかかわらず株主総会会場へのご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
なお、例年のとおりお土産のご用意はございません。

日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。）

場 所 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
（新丸の内センタービル14階）当社会議室

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

目 次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
（添付書類）	
・ 事業報告	16
・ 連結計算書類	44
・ 計算書類	48
・ 監査報告	51



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4205/>



株主各位

証券コード 4205

2021年6月7日

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

日本ゼオン株式会社

取締役社長 **田中 公章**

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず当日のご来場を極力お控えいただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

[議決権行使書用紙による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権の行使]

後記「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2021年6月29日（火曜日）午前10時 （受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。）</p>
<p>2 場 所</p>	<p>東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 （新丸の内センタービル14階）当社会議室</p>
<p>3 会議の目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第96期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件 2. 第96期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件
<p>4 議決権行使についてのご案内</p>	<p>(1) 議決権行使書用紙またはインターネット等による議決権行使に際しましては、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。</p> <p>(2) 議決権行使書用紙およびインターネット等双方によりまして、重複して議決権を行使された場合、インターネット等による行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネット等で複数回数、議決権を行使された場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zeon.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zeon.co.jp>) に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.zeon.co.jp>)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について

【株主の皆様へのお願い】

- ・ 前述のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず株主総会会場へのご来場を極力お控えいただき、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・ 当日ご来場の株主様におかれましては、会場入り口にて検温を行わせていただきます。発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方にはご入場をお断りする場合がございます。また、アルコール消毒液の使用とマスクの常時着用についてご協力をお願いいたします。

【当社の対応について】

- ・ 会場の密集回避および会社の事業継続の観点から、一部の役員について、当日の健康状態にかかわらず株主総会会場での出席を見合わせる可能性がございます。
- ・ 株主総会当日の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。また、場合により手袋を着用いたします。
- ・ 受付および会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ 会場の座席数を大幅に少なくして開催いたします。座席数を超える株主様のご来場があった場合、当日のご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 株主総会の議事を円滑かつ効率的に進めることにより、短時間でを行う予定でありますので、ご理解、ご協力を願います。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.zeon.co.jp>) にてお知らせいたします。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
（新丸の内センタービル14階）当社会議室
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

<機関投資家の皆様へ>

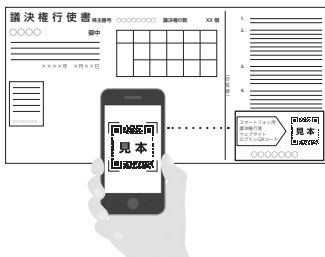
当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

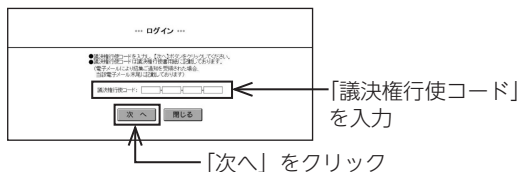
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

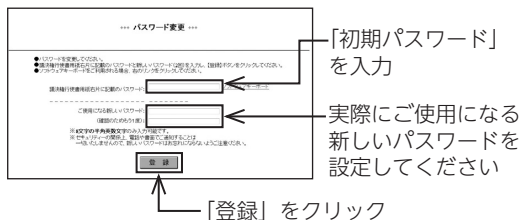
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1. インターネット等による議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等による議決権行使を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

**(1) 議決権行使ウェブサイトの操作
方法等に関する専用お問い合わせ先**

みずほ信託銀行 証券代行部

電話  **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）

**(2) 上記以外の株式事務に
関するお問い合わせ先**

みずほ信託銀行 証券代行部

電話  **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもとに、2021年3月期の期末配当につきましては、以下のとおり1株あたり11円とさせていただきたいと存じます。この結果、年間配当金は中間配当を含めると1株あたり22円となり、前期実績から1円の増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 11円00銭 総額 2,406,103,139円
(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2021年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役7名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当等	属性
1	たなか きみあき 田中 公章	取締役社長	再任
2	ひらかわ ひろゆき 平川 宏之	取締役兼常務執行役員 基盤事業本部長、原料統括部門長、物流統括部門長	再任
3	まつうら かずよし 松浦 一慶	取締役兼執行役員 管理本部長、人事統括部門長、人事部長、中国事業管理室長 株式会社トフベ取締役	再任
4	きたばた たかお生 北畑 隆生	社外取締役 株式会社神戸製鋼所社外取締役 取締役会議長 学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長	再任 社外 独立
5	なぐも ただのぶ 南雲 忠信	社外取締役 横浜ゴム株式会社相談役	再任 社外 独立
6	いけの ふみあき 池野 文昭	スタンフォード大学Biodesign Programディレクター(U.S) Japan Biodesign Medventure Partners株式会社取締役チーフメディカル オフィサー	新任 社外 独立

再任 再任役員候補者 新任 新任役員候補者 社外 社外役員候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た なか きみ あき
田 中 公 章 (1953年 2月19日生)

所有する当社株式の数…………… 106,600株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1979年 4月	当社入社	2012年 6月	当社取締役 兼専務執行役員
2005年 6月	当社取締役	2013年 6月	当社取締役社長 (現任)
2007年 6月	当社取締役 兼執行役員		
2011年 6月	当社取締役 兼常務執行役員		

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

2013年に当社取締役社長に就任し、中期経営計画「SZ-20 (エスゼット20)」推進の陣頭に立って経営を指揮するなど、当社グループの企業価値向上に貢献してまいりました。その経営全般にわたる豊富な経験と知識に基づくリーダーシップの発揮を期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ひら かわ ひろ ゆき
平 川 宏 之 (1958年 8月23日生)

所有する当社株式の数…………… 41,900株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1981年 4月	当社入社		
2008年 6月	当社執行役員		
2009年 6月	当社取締役 兼執行役員		
2015年 6月	当社取締役 兼常務執行役員 (現任)		

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

2009年に当社取締役に就任し、現在は基盤事業本部長、原料統括部門長および物流統括部門長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

まつ うら かず よし
松 浦 一 慶 (1967年2月21日生)

所有する当社株式の数…………… 9,400株
 取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

- 1993年 4月 当社入社
- 2014年 7月 当社ゴム事業部ゴム販売二部長
- 2017年 6月 当社執行役員
- 2019年 6月 当社取締役 兼執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社トウベ取締役

取締役候補者とした理由

2019年に当社取締役现就任し、現在は管理本部長、人事統括部門長、人事部長、中国事業管理室長および株式会社トウベ取締役を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

きた ばた たか お
北 畑 隆 生 (1950年1月10日生)

所有する当社株式の数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1972年 4月	通商産業省入省	2013年 6月	学校法人三田学園理事長 丸紅株式会社社外取締役 (現任)
2004年 6月	経済産業省経済産業政策局長	2014年 4月	学校法人三田学園学校長
2006年 7月	経済産業事務次官	2014年 6月	当社社外取締役 (現任)
2008年 7月	経済産業省退官	2020年 4月	学校法人新潟総合学院開志専門職 大学学長 (現任)
2010年 6月	株式会社神戸製鋼所社外取締役 (現任) 丸紅株式会社社外監査役		

【重要な兼職の状況】

株式会社神戸製鋼所社外取締役 取締役会議長
学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長
丸紅株式会社社外取締役
セーレン株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

経済産業行政に長年携われ、その経歴を通じて培われた経験と産業全般に係る見識を有しておられることから、直接会社経営に関与した経験の有無にかかわらず、その見識等に基づく指導・提言により当社の経営に貢献いただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年間となります。

候補者番号

5

なぐもただのぶ
南雲 忠信 (1947年2月12日生)

所有する当社株式の数…………… 11,100株

取締役会出席状況…………… 13/14回

- 再任
- 社外
- 独立

【略歴、当社における地位および担当】

1969年4月	横浜ゴム株式会社入社	2011年6月	同社代表取締役会長兼CEO
1999年6月	同社取締役		当社社外監査役
2002年6月	同社常務取締役	2015年6月	当社社外取締役（現任）
2003年6月	同社専務取締役	2016年3月	横浜ゴム株式会社代表取締役会長
2004年6月	同社代表取締役社長	2019年3月	同社相談役（現任）

【重要な兼職の状況】

横浜ゴム株式会社相談役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

横浜ゴム株式会社の経営に長年携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年間となりますが、2011年6月から社外監査役として4年間在任しておられました。

候補者番号

6

いけ の ふみ あき
池野 文昭 (1967年5月4日生)

所有する当社株式の数…………… 0株
取締役会出席状況…………… —

新任

社外

独立

【略歴】

1992年3月	自治医科大学医学部医学科卒業	2015年4月	スタンフォード大学Biodesign Programディレクター (U.S)
1992年4月	静岡県庁入職 健康福祉部健康福祉課技官		Japan Biodesign (現任)
2001年4月	スタンフォード大学医学部循環器科 博士研究員		同大学医学部循環器科主任研究員 (現任)
2004年4月	同大学医学部循環器科Experimental Interventional Laboratory研究員兼 メディカルディレクター	2018年4月	同大学Center for Asian Health Research and Education (CARE) 日本部門ディレクター (現任)
2007年6月	同大学Biodesign Program修了	2019年9月	同大学SPARK Program (SPARK Global) アジア太平洋共同ディレク ター (現任)
2013年10月	Medventure Partners株式会社 共同設立、同社取締役チーフメ ディカルオフィサー (現任) 非営利団体US-Japan MedTech Frontiers (USJMF) 共同設立、同団体 ボードメンバー (現任)		

【重要な兼職の状況】

スタンフォード大学Biodesign Programディレクター (U.S) Japan Biodesign
スタンフォード大学Center for Asian Health Research and Education (CARE) 日本部門ディレクター
スタンフォード大学SPARK Program (SPARK Global) アジア太平洋共同ディレクター
スタンフォード大学医学部循環器科主任研究員
Medventure Partners株式会社取締役チーフメディカルオフィサー
非営利団体US-Japan MedTech Frontiers (USJMF) ボードメンバー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

医師・医学研究者として医療機器の製品開発等に長年携わられた経験・知見、また、医療機器専門のベンチャーキャピタリストとしての経歴を通じて培われた医療産業全般にわたる見識に基づき、特に当社の研究開発・イノベーション・事業開発に関して有益な指導と提言をいただけるものと期待し、新たに社外取締役候補者としたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。

- (注) 1. 北畑隆生氏、南雲忠信氏および池野文昭氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、北畑隆生氏および南雲忠信氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、池野文昭氏におきましても、同取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として届け出る予定です。
3. 当社は、北畑隆生氏および南雲忠信氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しておりますが、各氏の選任が承認された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。また、池野文昭氏との間におきましても、同様の内容の契約を締結する予定です。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されるものとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 北畑隆生氏は、2010年6月から株式会社神戸製鋼所の社外取締役に在任しておりますが、同社およびそのグループ会社において公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供する行為が行われていたことが2017年10月に公表され、同社は、当該行為の一部に関し、2019年3月に不正競争防止法違反の罪で有罪判決を受けました。北畑氏は問題の発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から企業としてのあるべき姿について、あるいはコンプライアンス遵守の視点に立った提言を同社の取締役会等で行い、注意喚起しておりました。当該事実の発生後、取締役会において、調査方法の適正性・妥当性に加え、原因究明と安全性検証に向けた様々な意見表明を行ったほか、同社の品質ガバナンス再構築検討委員会の委員として、再発防止策の策定に寄与しました。その後、2018年6月からは同社の取締役会の議長に就任し、取締役会にて再発防止策の進捗状況について定期的に報告を受けつつ、再発防止策の実行、ガバナンス変革や社員の意識改革など信頼回復に向けた取組みに関して指摘を行うことにより、各種の取組みを適切にモニタリングしております。
6. 各候補者と当社との間には、会社法施行規則第74条第2項第3号に定める特別の利害関係はありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

現任監査役のうち、平川慎一氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

はやし	さ	ち	お	
林 佐知夫	(1956年3月3日生)			
				所有する当社株式の数…………… 51,700株
				取締役会出席状況…………… —
				監査役会出席状況…………… —

新任

【略歴および当社における地位】

1980年4月 当社入社
2014年6月 当社川崎工場長
2015年6月 当社執行役員
2017年6月 当社取締役 兼常務執行役員
2020年6月 当社顧問（現任）

【重要な兼職の状況】

—

監査役候補者とした理由

当社取締役兼常務執行役員を経て2020年に顧問に就任し、現在は代表取締役社長を務めております。その豊富な業務経験と知識を十二分に活用した経営監査を通じ、当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、新たに監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 当社は、林佐知夫氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定です。
2. 当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されるものとしております。林佐知夫氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 林佐知夫氏と当社との間には、会社法施行規則第76条第1項第2号に定める特別の利害関係はありません。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の経営環境を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世界経済の悪化に加え、依然として緊張状態にある米中関係の影響など、当社グループを取り巻く環境としては厳しい状況で推移しました。

当社グループはこのような環境のもとで、引き続き「ZΣ運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業におきましては採算性の重視と生産・販売のグローバル展開、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当期の連結売上高は3,019億61百万円と前期に比べて200億5百万円の減収となりました。また、連結営業利益は334億8百万円と前期に比べて73億4百万円の増益、連結経常利益は386億68百万円と前期に比べて99億24百万円の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は277億16百万円と前期に比べて75億15百万円の増益となり、過去最高を達成いたしました。

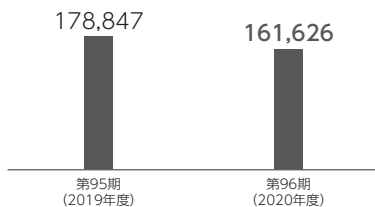
	第95期 (2019年度)	第96期 (2020年度)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売上高	321,966	301,961	20,005減
営業利益	26,104	33,408	7,304増
経常利益	28,744	38,668	9,924増
親会社株主に帰属する当期純利益	20,201	27,716	7,515増

部門別の概況は以下のとおりです。

エラストマー素材事業部門

売上高

(単位：百万円)



合成ゴム関連では、年度の後半は主要市場である自動車産業向けを中心に需要は回復傾向となりましたが、年度前半の落ち込みを挽回するには至らず、全体の売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

合成ラテックス関連では、化粧品材料や一般工業品、樹脂改質用途などの需要低調により、全体の売上高は前期を下回りましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を背景とした医療・衛生用手袋市場の需要拡大による販売価格上昇により、営業利益は前期を上回りました。

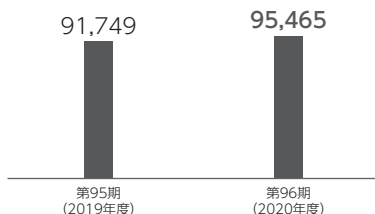
化成品関連では、欧米、アジアとも需要が底堅く販売数量は前期を上回りました。原料市況に伴い製品価格が下落したことから、全体の売上高は前期を下回りましたが、営業利益は前期を上回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前期に比べて172億21百万円減少し1,616億26百万円、営業利益は前期に比べて26億41百万円増加し122億83百万円となりました。

高機能材料事業部門

売上高

(単位：百万円)



高機能樹脂関連では、光学樹脂、光学フィルムともに販売が堅調に推移しました。この結果、高機能樹脂関連全体の売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

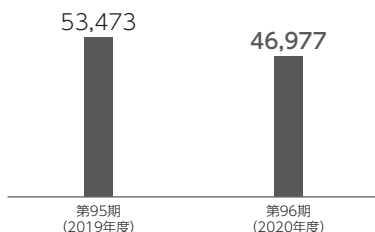
高機能ケミカル関連では、トナーおよび電池材料は売上高、営業利益ともに前期を下回りました。化学品は売上高、営業利益ともに前期を上回りました。電子材料は、売上高は前期を下回りましたが、営業利益は前期を上回りました。この結果、高機能ケミカル関連全体の売上高は前期を下回りましたが、営業利益は前期を上回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前期に比べて37億16百万円増加し954億65百万円、営業利益は前期に比べて46億50百万円増加し219億60百万円となりました。

その他の事業部門

売上高

(単位：百万円)



その他の事業においては、子会社の商事部門等の売上高が前期を下回りました。

以上の結果、その他の事業部門全体の売上高は前期に比べて64億95百万円減少し469億77百万円、営業利益は前期に比べて58百万円増加し21億56百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、196億45百万円でした。その主要なものは高機能樹脂製造設備（岡山県倉敷市）の生産能力増強などでございます。

(3) 資金調達の状況

当期の資金は、主に自己資金、金融機関からの借入金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2017年度から2020年度までの中期経営計画『SZ-20 PhaseⅢ（エスゼット20 フェーズ・スリー）』を推進してまいりました。『SZ-20 PhaseⅢ』期間中、エラストマー素材事業では米中貿易摩擦や新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による世界経済の停滞を受け、売上高は低迷しました。高機能材料事業では光学フィルムと電池材料が堅調に推移し、売上高を拡大しました。

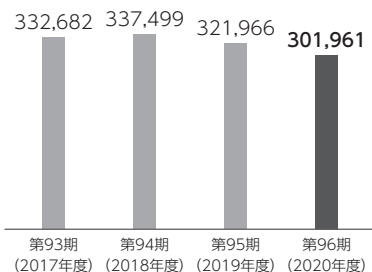
中長期の社会環境の潮流は「社会の持続可能性の重視、変動性・不確実性の高まり」と展望し、変化への対応力を磨きつつ、社会課題の解決に貢献することが当社グループの重要課題と認識しております。

2021年度からスタートする新中期経営計画では、2030年のビジョンに「社会の期待と社員の意欲に応える会社」を掲げ、持続可能な社会への貢献と製品・サービスを通じた新しい価値の提供をSDGsへの取り組みを通して実現してまいります。主な全社戦略は以下の通りです。

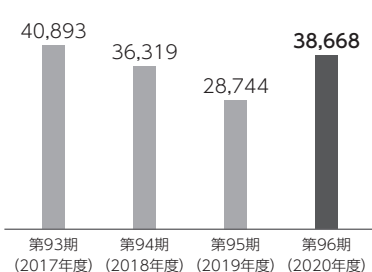
- ・カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーを実現する「ものづくり」への転換を推進する
- ・「既存事業の磨き上げ」と「新規事業の探索」によって社会課題解決に貢献する
- ・個々の強みを発揮できる「舞台」を社員全員で創る

(5) 財産および損益の状況の推移

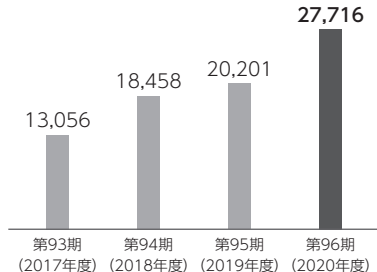
売上高 (単位：百万円)



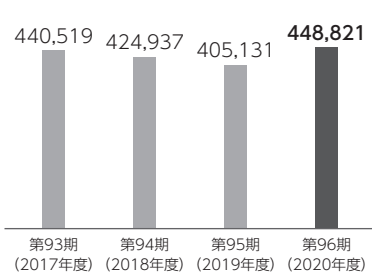
経常利益 (単位：百万円)



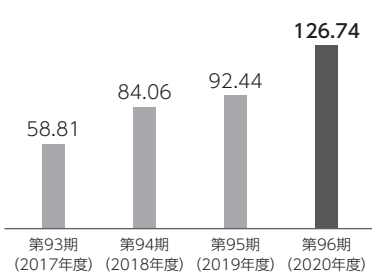
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第93期 (2017年度)	第94期 (2018年度)	第95期 (2019年度)	第96期 (当連結会計年度) (2020年度)
売上高	(百万円)	332,682	337,499	321,966	301,961
経常利益	(百万円)	40,893	36,319	28,744	38,668
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	13,056	18,458	20,201	27,716
総資産	(百万円)	440,519	424,937	405,131	448,821
1株当たり当期純利益	(円)	58.81	84.06	92.44	126.74

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
東京材料株式会社	228	100.0	各種化学商品等の仕入販売
ゼオン化成株式会社	463	100.0	プラスチック製品・包装梱包材料等の加工・販売および資材の販売
株式会社トウペ	490	100.0	塗料、合成ゴム等の製造・販売
ゼオン・ケミカルズ社	36百万米ドル	100.0	持株会社
ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社	220百万米ドル	100.0	合成ゴムの製造・販売

(注) 東京材料株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオン化成株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。また、ゼオン化成株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオンノース株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

事業部門	主要製品
エラストマー素材事業部門	合成ゴム、合成ラテックス、化成品
高機能材料事業部門	高機能樹脂、高機能ケミカル、医療器材
その他の事業部門	R I M配合液、塗料

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
事務所	大阪事務所（大阪市）、名古屋事務所（名古屋市）
工場	高岡工場（富山県）、川崎工場（川崎市）、徳山工場（山口県）、水島工場（岡山県）
研究所	総合開発センター（川崎市）、精密光学研究所（富山県）

② 重要な子会社

区分	会社名	本店所在地
国内	東京材料株式会社	東京都千代田区
	ゼオン化成株式会社	東京都千代田区
	株式会社トウペ	大阪府堺市
海外	ゼオン・ケミカルズ社	米国
	ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社	シンガポール

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,502名	1.2%増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,220
農林中央金庫	2,860
みずほ信託銀行株式会社	1,300

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はございません。

2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 800,000,000株
 ② 発行済株式の総数 237,075,556株（自己株式18,338,907株を含む。）
 ③ 株主数 8,709名（前期末比 575名減）
 ④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
横浜ゴム株式会社	22,682	10.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,105	5.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	11,089	5.07
株式会社みずほ銀行	9,600	4.39
朝日生命保険相互会社	7,679	3.51
旭化成株式会社	6,438	2.94
全国共済農業協同組合連合会	5,675	2.59
農林中央金庫	4,000	1.83
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,881	1.77
日本ゼオン取引先持株会	3,770	1.72

(注) 1. 当社は自己株式18,338千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 上記の表には記載しておりませんが、2021年3月31日現在、横浜ゴム株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・横浜ゴム株式会社口）」）が、3,400千株（持株比率1.55%）あります。この株式の議決権は信託約款上、横浜ゴム株式会社が留保しています。

⑤ 当期中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類および数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 20,000株	4名

(注) 中長期的なインセンティブの付与および株主価値の共有を目的として、社外取締役を除く取締役に対し当社普通株式を付与いたしました。付与対象者との契約により、当該株式については一定期間譲渡、担保権の設定その他の処分が制限されます。付与対象者が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任する（その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除く。）など、一定の場合においては当社が当該株式を無償で取得することとしております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はございません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の当期末日における状況

① 目的となる株式の種類および数

普通株式 161,000株（新株予約権1個につき1,000株）

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株あたり1円

③ 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、原則として当社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。

④ 当社従業員の保有状況

	名称	個数	目的となる株式の数	行使期間	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	日本ゼオン株式会社2006年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	5個	5,000株	2006年8月16日から 2036年8月15日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2007年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	4個	4,000株	2007年8月16日から 2037年8月15日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2008年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	6個	6,000株	2008年8月12日から 2038年8月11日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2009年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	18個	18,000株	2009年8月13日から 2039年8月12日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2010年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	16個	16,000株	2010年7月15日から 2040年7月14日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2011年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	10個	10,000株	2011年7月14日から 2041年7月13日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2012年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	10個	10,000株	2012年7月13日から 2042年7月12日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2013年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	13個	13,000株	2013年7月12日から 2043年7月11日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2014年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	8個	8,000株	2014年7月14日から 2044年7月13日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2015年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	11個	11,000株	2015年7月13日から 2045年7月12日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2016年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	22個	22,000株	2016年7月14日から 2046年7月13日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2017年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	22個	22,000株	2017年7月14日から 2047年7月13日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2018年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	16個	16,000株	2018年7月13日から 2048年7月12日まで	3名

(注) 1. 社外取締役および監査役による保有はございません。

2. 2019年6月27日開催の第94回定時株主総会の決議により譲渡制限付株式報酬制度を導入し、株式報酬型ストックオプション報酬制度を廃止いたしました。そのため、当事業年度におけるストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行っておりません。

(2) 当期中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	田 中 公 章	
取締役 常務執行役員	平 川 宏 之	基盤事業本部長、原料統括部門長、物流統括部門長
取締役 常務執行役員	西 嶋 徹	生産本部長、総合生産センター長、生産部長
取締役 執行役員	松 浦 一 慶	管理本部長、人事統括部門長、人事部長、中国事業管理室長 株式会社トウペ取締役
取締役	伊 藤 晴 夫	富士電機株式会社相談役
取締役	北 畑 隆 生	株式会社神戸製鋼所社外取締役 取締役会議長 学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長
取締役	南 雲 忠 信	横浜ゴム株式会社相談役
常勤監査役	古 谷 岳 夫	
常勤監査役	平 川 慎 一	
監査役	郡 昭 夫	株式会社A D E K A相談役
監査役	西 島 信 竹	日本土地建物株式会社顧問
監査役	木 村 博 紀	朝日生命保険相互会社代表取締役社長

※ 2021年4月1日付で、以下の取締役について担当内容の変更を行っております。

地位	氏名	変更後の担当または重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	西 嶋 徹	代表取締役社長付、生産革新担当

- (注) 1. 取締役のうち伊藤晴夫、北畑隆生および南雲忠信の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 監査役のうち郡昭夫、西島信竹および木村博紀の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3. 取締役のうち伊藤晴夫、北畑隆生および南雲忠信の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 4. 監査役のうち郡昭夫、西島信竹および木村博紀の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況については、上記に加え「(3) 社外役員に関する事項」にも記載のとおりです。
 6. 2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、木村博紀氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

7. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりです。
- | | | |
|-----|-------|------------------|
| 取締役 | 古河 直純 | (2020年6月26日任期満了) |
| 取締役 | 林 佐知夫 | (2020年6月26日任期満了) |
| 取締役 | 藤澤 浩 | (2020年6月26日任期満了) |
| 監査役 | 藤田 讓 | (2020年6月26日任期満了) |
8. 監査役古谷岳夫氏は、経理担当取締役として当社の経理・財務業務に長年携わり、また、監査役木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社の財務・不動産専管部門長および主計部担当取締役を歴任し、それぞれ財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は、取締役伊藤晴夫、北畑隆生および南雲忠信の各氏ならびに監査役全員との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。
10. (ご参考) その他の執行役員(取締役を兼務しない執行役員)は、以下のとおりです。

地位	氏名	担当
常務執行役員	豊 嶋 哲 也	研究開発本部長、総合開発センター長
常務執行役員	曾 根 芳 之	高機能事業本部長、高機能部材事業部長 ゼオンコリア代表理事、泉瑞股份有限公司董事長
執行役員	渡 辺 えりさ	C S R 推進本部長、C S R 統括部門長、C S R 推進室長
執行役員	小 瀬 智 之	ゼオン化成株式会社常務取締役
執行役員	渡 辺 誠	水島工場長
執行役員	川 中 孝 文	川崎工場長
執行役員	江 口 勉	ラテックス事業部長
執行役員	富 永 哲	経営企画統括部門長、経営管理統括部門長、グローバル事業管理部長
執行役員	大 井 喜 信	ゴム事業部長
執行役員	小 西 裕一郎	電子材料事業推進部長
執行役員	山 本 寛	生産技術部長
執行役員	中 島 和 雄	法務部長

※ 2021年4月1日付で、以下の者について担当内容の変更を行っております。

地位	氏名	変更後の担当
執行役員	川 中 孝 文	生産本部長
執行役員	江 口 勉	経営管理統括部門長
執行役員	富 永 哲	化成品事業部長
執行役員	大 井 喜 信	東京材料株式会社常務執行役員
執行役員	山 本 寛	総合生産センター長

(2) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、「経営陣幹部・取締役の報酬決定に係る方針と手続」として以下の内容を決議しております。当該取締役会決議に際しては、その内容について事前に役員指名・報酬委員会の助言を得ております。

- ・ 持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、社内取締役の役員報酬は次のイからハ、執行役員の役員報酬はイおよびロにて構成する。社外取締役については、定額現金報酬のみで構成する。

イ 現金報酬（定額部分）

ロ 現金報酬（業績連動部分）

主に中期経営計画に対する進捗度等を評価指標とする個人業績反映報酬と、主に単年度における部門ごとの事業への貢献度等を評価指標とする部門成績反映報酬から構成し、各指標は当社グループ全体の長期継続的な成長性、収益性の向上を目的として設定する。

ハ 譲渡制限付株式報酬

中長期的なインセンティブの付与および株主価値の共有を目的として当社普通株式を付与する。付与対象者との契約により、当該株式については一定期間譲渡、担保権の設定その他の処分が制限される。付与対象者が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任する（その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除く。）など、一定の場合においては当社が当該株式を無償で取得する。

- ・ 現金報酬（定額部分）および譲渡制限付株式報酬については、役職に応じて具体的な支給金額または付与株式数を算定する。現金報酬（業績連動部分）については、役職ごとに設定した標準金額に、評価結果に応じた所定の係数を掛けて算定するものとし、上位役職者になるほど報酬総額に対する当該業績連動部分の割合を大きくする方針とする。
- ・ 取締役会は、上記の方針に基づき報酬基準を定める。代表取締役は、当該報酬基準に従い、独立社外取締役を含む委員で構成される「役員指名・報酬委員会」の助言を得たうえで、取締役および執行役員の個人別報酬を決定し、内規に定めるところに従い毎年一定の時期に支給を行う。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において年額550百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬の額を年額200百万円以内、株式数の上限を年160,000株以内（社外取締役は付与対象外）として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			現金報酬 (定額部分)	現金報酬 (業績連動部分)	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	10 (3)	254 (24)	81 (24)	147 (—)	25 (—)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	73 (20)	73 (20)	— (—)	— (—)
合計 (うち社外役員)	16 (7)	327 (44)	154 (44)	147 (—)	25 (—)

(注) 1. 上記の表の員数には、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および社外監査役1名を含めております。

- 当社グループ全体の長期継続的な成長性、収益性を向上させるため、現金報酬（業績連動部分）に係る評価指標として、期初において各人と代表取締役との面談により設定した個人業績課題の達成度、経常利益予算達成度・前年度比改善度などの部門成績等を設定いたしました。役職ごとに設定した標準金額に、評価結果に応じた所定の係数を掛けて各人の具体的金額を算定しております。なお、当期を含む連結経常利益の推移は「1 企業集団の現況に関する事項(5) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
- 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を付与しております。当該株式報酬の内容およびその付与状況は「2 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
- 当社取締役会は、代表取締役社長田中公章に対し、役職ならびに個人業績および部門成績に係る評価結果を踏まえた各取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。これは、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各人の担当部門について評価を行う者として代表取締役が最適であると判断したためであります。その権限の適切な行使が担保されるよう、役員指名・報酬委員会の助言を得たうえで具体的な報酬額が決定されていることなどから、当社取締役会は当期に係る取締役の個人別の報酬等が「経営陣幹部・取締役の報酬決定に係る方針と手続」に沿うものであると判断しております。
- 上記のほか、次のとおりの支給があります。

使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額（賞与を含む）	25百万円
退任取締役（1名）に対する退職慰労金	121百万円
退任社外監査役（1名）に対する退職慰労金	3百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、富士電機株式会社相談役ですが、同社との間には重要な取引関係等はありません。

取締役北畑隆生氏は、学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長ですが、同法人との間には重要な取引関係等はありません。

取締役南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社相談役であり、同社は当社合成ゴム製品等の需要家であるとともに、当社株式22,682千株（持株比率10.37%）を保有しておりますが、同社の取締役を退任して1年以上が経過しております。

監査役郡昭夫氏は、株式会社A D E K A相談役であり、同社との間には原材料の購入等の取引関係があります。また、同氏は日本農薬株式会社取締役でもあります。同社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役西島信竹氏は、日本土地建物株式会社顧問ですが、同社との間には重要な取引関係等はありません。なお、同社は、当社との間で本社オフィスに係る賃貸借契約を締結している中央不動産株式会社と2021年4月1日付で合併し、「中央日本土地建物株式会社」に商号変更いたしました。

監査役木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社代表取締役社長であり、同社との間には団体定期保険等に係る取引関係があります。加えて、同社は当社株式7,679千株（持株比率3.51%）を保有しております。

② 他の法人等の社外役員との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

取締役北畑隆生氏は、株式会社神戸製鋼所、丸紅株式会社およびセーレン株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役木村博紀氏は、横浜ゴム株式会社および日本ピストンリング株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼務先である横浜ゴム株式会社との取引関係等については①に記載のとおりです。その他兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

③ 主な活動状況

当期中に開催された取締役会（全14回）には、取締役伊藤晴夫氏、北畑隆生氏および監査役西島信竹氏がその全てに、取締役南雲忠信氏がその93%（13回）に、監査役郡昭夫氏がその79%（11回）にそれぞれ出席しました。監査役木村博紀氏は、その就任後に開催された取締役会（全11回）の82%（9回）に出席しました。当期中に開催された監査役会（全6回）には、監査役西島信竹氏がその全てに、郡昭夫氏がその67%（4回）にそれぞれ出席しました。監査役木村博紀氏は、その就任後に開催された監査役会（全4回）の75%（3回）に出席しました。各氏とも、その経歴を通じて培われた豊富な経験・見識に基づいた質問等を積極的に行っております。

また、取締役伊藤晴夫、北畑隆生および南雲忠信の3氏には役員指名・報酬委員会の委員を委嘱しましたが、各氏とも当期中に開催された委員会（取締役南雲忠信氏は委員就任後に開催された委員会）の全てに出席し、その経歴を通じて培われた豊富な経験・見識に基づいた質問等を積極的に行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	69百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について必要な確認を行い、過去の報酬実績等との比較検討も行った結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の子会社であるゼオン・ケミカルズ・シンガポール社は、当社の会計監査人以外の監査法人であるErnst & Young LLPの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質等が適正な監査業務の遂行に関し相当でないと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議し、その後も内部統制システム整備状況に応じて数度の改定を行っております（最終改定日：2018年10月1日）。

内部統制システム整備に関する取締役会決議

2018年10月1日

日本ゼオン株式会社取締役会

(前文)

当社取締役会は、現に社内に構築されている内部統制のプロセスを再確認するとともに、不備があれば速やかにこれを補充することにより、更に優れた内部統制システムを確立するための「内部統制システム整備に関する基本方針」を以下のとおり定めている。

なお、この基本方針は現時点における、当社に期待される「内部統制システム整備に関する基本方針」であり、当社取締役会は、法令改正やリスクの変化などの状況の変化に応じて、これに関する不断の見直しを行うものとする。

内部統制システム整備に関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催し、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
- ② 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能および役割として期待し、社外役員を招聘する。
- ③ 取締役は、経営に関する重要な事項について、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって組織する常務会に付議する。常務会は出席常勤監査役の意見を参考にし、十分な議論を行い審議・決定する。
- ④ 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範である「C S R基本方針」および具体的な行動指針である「C S R行動指針」を定める。
- ⑤ 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することをC S R行動指針に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。
- ⑥ 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。

⑦ 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会への出席、子会社を含む業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制およびその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せてこれを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態を維持する。

- (1) 株主総会議事録
- (2) 取締役会議事録
- (3) 常務会議事録
- (4) 重要な会議体および委員会の議事録

② ①に定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書の保有に関する規則に基づき適切に保存および管理を行うものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、「危機管理規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。

② 代表取締役を議長とするC S R会議を設置し、C S R会議のもとに次の8つの委員会を常設し、損失の危険の管理にあたる。

(1) C S R基本政策委員会

当社グループ全体のC S R活動を活性化させるために設置し、C S R活動の基本政策を企画立案し、全社的に推進することを目的とする。

(2) コンプライアンス委員会

当社グループのコンプライアンスの徹底のために設置し、法令遵守の教育・訓練計画を立案、推進することを目的とする。

(3) 危機管理委員会

当社グループの事業継続のリスク管理のために設置し、組織的に潜在リスクを予防し、表面化したリスクを收拾する。また万一発生した危機に対して統制の取れた対応を取ることによって損失を最小にとどめることを目的とする。

潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、社外弁護士を窓口とする「コンプライアン

ス・HOTLINE」等の内部通報制度を整備する。

危機管理委員会事務局は、危機管理委員会に報告されたリスク情報を全て監査役に報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて危機管理委員会に対してリスク情報の報告を求めることができる。

(4) 広報委員会

当社グループの理念・姿勢・活動等を社会全体および各ステークホルダーに正しく理解してもらうことによる企業知名度およびイメージの向上を図ること、ならびに当社グループの適時適切な情報開示を行うことを目的とする。

(5) 品質保証委員会

当社グループの品質管理、改善および品質保証教育に関する活動計画立案、ならびにこれらを含めた品質保証に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(6) PL委員会

当社グループのPL予防およびPL教育に関する活動計画立案、ならびにPL防御に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(7) 環境安全委員会

当社グループの年度環境安全方針案等の策定、これらの具体的実施事項の進捗状況確認および改善、全社環境安全活動の重要な施策の提案、法令等の改正への対応に関する基本方針の提案、ならびに事故災害に関連した全社への水平展開を目的とする。

(8) 情報管理委員会

当社グループとして管理すべき情報の入手から廃棄に至るまでの適切な管理に関する当社グループ全体の基本政策立案、その推進と実施状況のチェック、および改善の提案を目的とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって構成される常務会を原則として月2回開催し、これらの審議を経て業務執行の決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、諸規程において、それぞれの責任者およびその権限、執行手続について定める。
- ③ 取締役会は、執行役員を選任し、その責任と権限を明確にすることにより、業務執行のスピードアップを

図る。

5. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「CSR行動指針」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。
- ② 子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③ CSR会議のもとに常設される8つの委員会は、当社グループ全体の損失の危険の管理にあたるものとし、子会社各社は各委員会の監督のもと、個別の損失の危険に対応するための諸規程を整備する。また、子会社の役員および従業員は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、遅滞なく危機管理委員会に報告する。

- ④ 取締役会は、内部監査を担当する取締役の下に監査室を設置し、当社グループ共通の内部監査基準に基づき、当社および子会社の業務の適正を確保するために必要な監査を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査役補助者を任命するものとする。
- ② ①の従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査役は①の従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。また、当該従業員は当社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る当該従業員への指揮命令権は監査役に属する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会、常務会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。
- ② 当社および子会社の役員および従業員は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社および子会社

の役員および従業員に対して報告を求めることができる。

- ③ 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けない旨を、その内容に含めるものとする。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。
- ⑤ 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高める。

以上

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務の執行の適正および効率性の確保に係る取組みの状況

取締役会は社外取締役3名を含むすべての取締役で組織し、社外監査役3名を含む監査役の出席のもと、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定とその報告を行うために、原則として毎月1回開催しております。

また、経営の機動性を確保するため、代表取締役、常務以上の役付執行役員等で組織する常務会を原則として月2回開催し、経営の重要事項について十分に論議を行って審議・決定を行っております。2007年度からは執行役員制度を導入し、その責任と権限を明確にすることにより業務執行のスピードアップを図っております。

② コンプライアンスに係る取組みの状況

行動規範である「CSR基本方針」および具体的な行動指針である「CSR行動指針」を定め、当社グループの役員・従業員にそれらの内容を含むコンプライアンステキストを配布するなどして、当社グループ全体へのコンプライアンス意識の浸透に努めております。

また、社外弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」等の内部通報制度に係る社内規程を整備・運用しております。

③ 損失の危険の管理に係る取組みの状況

「危機管理規程」をはじめとするリスクマネジメントに係る社内規程を整備するとともに、CSR会議の下に8つの委員会（CSR基本政策委員会、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、情報管理委員会、広報委員会、品質保証委員会、PL委員会、環境安全委員会）を常設し、リスクに対応する体制を構築しております。

④ 企業集団における業務の適正の確保に係る取組みの状況

当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を整備し、グループ企業の経営の管理を行うとともに必要に応じてモニタリングを行っております。また、グループ各社に対して内部監査を実施するとともに、グループ企業として整備すべき社内規程をリスト化し、各社における規程整備の支援を行っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に係る取組みの状況

監査役は取締役会、常務会その他の重要な会議に出席するなどして、当社の業務執行に関する報告を受けております。また、内部監査部門が行う業務監査に立会うなど、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、法務部をはじめとする当社内の内部統制部門とも情報交換の場を設け、監査の実効性確保に努めております。

監査役は人事担当取締役との間で協定書を取り交わし、社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）を適正に確保しております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせによるソリューション」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、ならびにユーザー密着型の製品開発および市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、C S R (Corporate Social Responsibility) を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのであれば、当社の株主共同の利益は毀損されることになりません。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献する」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、独創的な技術・製品・サービスの提供を通じ、「持続可能な地球」と「安心で快適な人々の暮らし」に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるG P B法およびG P I法その他の独自技術により、原油精製物であるC₄留分およびC₅留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせによるソリューション」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社は、重点開発領域（地球環境、スマート化、健康と生活）へのリソース積極投入による新事業の創出および新製品の開発、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、社内技術資産の共有（知と知の融合）およびオープンイノベーション（自前主義からの脱却）の推進などによる研究開発のスピードアップといった諸課題への取り組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献するソリューションの提供に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠です。当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めるとともに、企業風土育成のための諸活動を進めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先・共同研究先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、C S R（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがC S Rを自覚し、行動する」の3項目からなる『C S R基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『C S R行動指針』を定めるとともに、『C S R会議』を最高機関とするC S R推進体制を運用し、コンプライア

ンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、また、下記（3）の本対応方針とともに、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入し、その後、2011年6月29日開催の当社第86回定時株主総会、2014年6月27日開催の当社第89回定時株主総会、また、2017年6月29日開催の当社第92回定時株主総会にてその継続を決議いたしました。有効期間満了にあたり、2020年6月26日開催の当社第95回定時株主総会において、あらためて継続する決議をいたしました（以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。）。

当社は本対応方針を、2020年5月20日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

<https://www.zeon.co.jp/news/assets/pdf/200324459.pdf>

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、または場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日（2018年6月1日に改訂版公表）に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を2020年6月26日開催の第95回定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様の承認を得ておりますので、その継続についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

⑤ 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

⑥ デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

備考

事業報告は次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額はそれぞれ単位未満四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は千株未満切捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第96期 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	233,248
現金及び預金	51,970
受取手形及び売掛金	72,824
電子記録債権	2,864
商品及び製品	45,665
仕掛品	4,267
原材料及び貯蔵品	17,422
未収入金	30,029
その他	8,287
貸倒引当金	△81
固定資産	215,573
有形固定資産	117,579
建物及び構築物	45,749
機械装置及び運搬具	34,845
土地	18,435
建設仮勘定	14,522
その他	4,029
無形固定資産	3,293
投資その他の資産	94,701
投資有価証券	86,201
退職給付に係る資産	27
繰延税金資産	789
その他	7,926
貸倒引当金	△242
資産合計	448,821

科目	第96期 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	113,853
支払手形及び買掛金	63,149
電子記録債務	2,772
短期借入金	8,960
未払法人税等	7,533
賞与引当金	1,823
修繕引当金	4,492
その他の引当金	43
その他	25,080
固定負債	36,722
社債	10,000
繰延税金負債	5,471
退職給付に係る負債	13,020
修繕引当金	771
その他の引当金	141
その他	7,319
負債合計	150,575
純資産の部	
株主資本	270,644
資本金	24,211
資本剰余金	19,150
利益剰余金	244,301
自己株式	△17,017
その他の包括利益累計額	24,625
その他有価証券評価差額金	25,919
繰延ヘッジ損益	1
為替換算調整勘定	1,001
退職給付に係る調整累計額	△2,297
新株予約権	141
非支配株主持分	2,836
純資産合計	298,246
負債純資産合計	448,821

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第96期
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	301,961
売上原価	204,409
売上総利益	97,552
販売費及び一般管理費	64,144
営業利益	33,408
営業外収益	6,099
受取利息	126
受取配当金	2,581
為替差益	791
持分法による投資利益	61
補助金収入	1,939
雑収入	601
営業外費用	839
支払利息	137
休止固定資産減価償却費	109
雑損失	593
経常利益	38,668
特別利益	108
投資有価証券売却益	104
固定資産売却益	4
特別損失	618
固定資産処分損	398
投資有価証券評価損	175
その他	45
税金等調整前当期純利益	38,158
法人税、住民税及び事業税	10,576
法人税等調整額	△298
当期純利益	27,880
非支配株主に帰属する当期純利益	164
親会社株主に帰属する当期純利益	27,716

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,211	19,252	220,379	△17,181	246,662
当期変動額					
剰余金の配当			△4,592		△4,592
親会社株主に帰属する当期純利益			27,716		27,716
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△2		164	162
合併による増加			8		8
合併による減少			△9		△9
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△100			△100
連結範囲の変動			797		797
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△102	23,921	164	23,983
当期末残高	24,211	19,150	244,301	△17,017	270,644

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	10,027	△1	2,511	△1,981	10,556
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
合併による増加					
合併による減少					
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					
連結範囲の変動					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,893	2	△1,509	△316	14,070
当期変動額合計	15,893	2	△1,509	△316	14,070
当期末残高	25,919	1	1,001	△2,297	24,625

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	283	2,858	260,358
当期変動額			
剰余金の配当			△4,592
親会社株主に帰属する当期純利益			27,716
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			162
合併による増加			8
合併による減少			△9
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動			△100
連結範囲の変動			797
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△142	△22	13,905
当期変動額合計	△142	△22	37,888
当期末残高	141	2,836	298,246

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第96期 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	173,466
現金及び預金	36,205
電子記録債権	130
売掛金	57,003
商品及び製品	27,838
仕掛品	3,113
原材料及び貯蔵品	12,834
前払費用	508
未収入金	28,628
短期貸付金	6,472
その他	736
固定資産	205,894
有形固定資産	99,035
建物	35,147
構築物	6,823
機械装置	29,363
車両運搬具	53
工具、器具及び備品	1,473
土地	12,290
リース資産	427
建設仮勘定	13,457
無形固定資産	3,006
ソフトウェア	2,959
その他	47
投資その他の資産	103,853
投資有価証券	73,087
関係会社株式	22,518
関係会社出資金	1,885
長期貸付金	13,064
長期前払費用	623
その他	1,077
貸倒引当金	△8,401
資産合計	379,360

科目	第96期 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	126,569
買掛金	58,872
短期借入金	8,960
リース債務	132
未払金	15,868
未払費用	3,736
未払法人税等	6,603
前受金	744
預り金	25,879
デリバティブ債務	200
賞与引当金	1,048
修繕引当金	4,492
環境対策引当金	28
資産除去債務	8
固定負債	23,680
社債	10,000
リース債務	334
長期未払金	5
繰延税金負債	3,223
修繕引当金	771
退職給付引当金	8,968
環境対策引当金	61
資産除去債務	318
負債合計	150,249
純資産の部	
株主資本	204,418
資本金	24,211
資本剰余金	18,348
資本準備金	18,336
その他資本剰余金	12
利益剰余金	178,876
利益準備金	3,027
その他利益剰余金	175,849
圧縮記帳積立金	498
別途積立金	9,081
繰越利益剰余金	166,270
自己株式	△17,017
評価・換算差額等	24,553
その他有価証券評価差額金	24,553
新株予約権	141
純資産合計	229,111
負債純資産合計	379,360

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第96期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	208,785
売上原価	134,465
売上総利益	74,320
販売費及び一般管理費	47,707
営業利益	26,613
営業外収益	6,914
受取利息・配当金	3,664
その他	3,250
営業外費用	373
支払利息	144
その他	229
経常利益	33,154
特別利益	107
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	96
その他	8
特別損失	591
固定資産処分損	352
関係会社株式評価損	198
その他	41
税引前当期純利益	32,669
法人税、住民税及び事業税	8,685
法人税等調整額	△254
当期純利益	24,239

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		準備金	その 資本 剰余 金	他 本 金 剰 余 金 計	利 率 備 金	益 金	その他利益剰余金			利 剰 余 金 計		
						圧縮記帳 積立金	別 積 立 金	繰越利 剰余金				
当期首残高	24,211	18,336	15	18,350	3,027	518	9,081	146,603	159,229	△17,181	184,610	
当期変動額												
圧縮記帳積立金の取崩						△20		20	-		-	
剰余金の配当								△4,592	△4,592		△4,592	
当期純利益								24,239	24,239		24,239	
自己株式の取得										△1	△1	
自己株式の処分				△2	△2					164	162	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	△2	△2	-	△20	-	19,667	19,647	164	19,808	
当期末残高	24,211	18,336	12	18,348	3,027	498	9,081	166,270	178,876	△17,017	204,418	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	9,347	9,347	283	194,240
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				-
剰余金の配当				△4,592
当期純利益				24,239
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				162
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	15,205	15,205	△142	15,063
当期変動額合計	15,205	15,205	△142	34,871
当期末残高	24,553	24,553	141	229,111

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

日本ゼオン株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米村仁志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤田建二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

日本ゼオン株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米村仁志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤田建二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、監査計画に基づき往査を実施し事業の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図りました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制、即ち会社計算規則に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システム整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

日本ゼオン株式会社 監査役会

常勤監査役 古谷 岳夫 ㊞

常勤監査役 平川 慎一 ㊞

社外監査役 郡 昭夫 ㊞

社外監査役 西島 信竹 ㊞

社外監査役 木村 博紀 ㊞

以 上

MEMO

MEMO

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

会場ご案内

住所

新丸の内センタービル 14階
東京都千代田区丸の内1-6-2

交通

- J R ① 東京駅 丸の内北口地下通路より直結
東京メトロ ② 丸ノ内線東京駅 丸の内北口地下通路より直結
東京メトロ ③ 東西線大手町駅 地下通路より直結



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。